

今泉中学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則は、今泉中学校PTA(以下、「本会」とする。)が保有する個人情報の適正な取り扱いとPTA活動の円滑な運営を図り、会員個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定める。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動における個人情報の保護に努めなければならない。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員及び本会の業務に携わる者とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示しなければならない。なお、病歴、障害、医師等からの指導・調剤情報などは一切回収しない。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料、会報誌又はPTAホームページ等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費の集金、管理
- (2) 文書の送付、活動及び活動に不随する連絡
- (3) 会員、役員、運営委員、会計監査員、ボランティア人員及び子ども110番の家等の名簿の作成及び管理
- (4) 役員募集、ボランティア募集及び各種アンケートの回答者の確認や連絡
- (5) 各種活動の担当表、分担表等の作成及び配付
- (6) 広報誌、会報誌、PTAホームページへの掲載
- (7) 各種団体、講演会、講習会等への参加申込み等の連絡
- (8) 総会において委任状及び議決権行使書による賛否等の集計
- (9) 大規模災害等、会員の人命安全にかかわる際の情報共有のため

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 1. 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理しなければならない。また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄しなければならない。
2. 個人情報の取り扱いの全部又は一部を、本会以外の者に委託するときは、原則として委任契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管しなければならない。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、送付情報内容の限定やファイルにパスワードをかけるなど利用者を適切に管理し、使用後もそのデータを適切に管理しなければならない。

(第三者提供の制限)

第12条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員及び本会の業務に携わる者に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本規則は、令和5年11月25日より施行する。